

第三管区海上保安本部公示第10号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年3月14日

第三管区海上保安本部長

羽山 登志哉（公印省略）

南鳥島の排他的経済水域内の水路測量

- 1 測量計画者 国立研究開発法人海洋研究開発機構
神奈川県横浜市金沢区昭和町3173番25
- 2 測量実施者 国立研究開発法人海洋研究開発機構
神奈川県横浜市金沢区昭和町3173番25
- 3 測量期間 令和6年4月4日から令和6年4月24日
- 4 測量区域 別添測量区域図のとおり
- 5 実施方法 位置はDGPSを使用、音響測深機による測深を行う。
- 6 その他 イ 水路測量を行っている船舶は、水路業務法第17条に基づく水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。
ロ 三管区水路通報により周知する。

測量区域図

